

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和 3 年 9 月
大阪広域水道企業団

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける
特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する取扱いについて

建設業法の一部改正により、工事毎に専任配置が必要とされる監理技術者について専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受け、複数現場を兼任する監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について、大阪広域水道企業団発注工事における取扱いを、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 特例監理技術者の運用については、工事の難易度等によりその配置を認めない場合があります。

特例監理技術者の配置を認めない工事については、別紙「特例監理技術者の取扱いについて」をご確認ください。

また、各案件の入札公告等にも明記しておりますので、ご確認ください。

2 特例監理技術者の配置が認められる工事では、以下の条件を設定することとします。

- ・特例監理技術者を配置する場合には、次の条件を全て満たさなければならない。
 - ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪広域水道企業団発注の工事には限らない。
 - ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。
(現契約工事が維持工事の場合の条件)
※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事
(24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。
 - ・特例監理技術者を配置する場合には、「特例監理技術者の配置に関する届出書」
(別添様式)に必要書類を添付して提出してください。
 - ・特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。

3 本取扱いについては、令和3年10月1日以降の公告分から適用します。

以上

令和 3 年 9 月
大阪広域水道企業団

特例監理技術者の取り扱いについて

建設業法の改正により、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）について、同ただし書に規定する特例監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置した場合、監理技術者の専任義務が緩和され、他の工事と兼任することが可能となりました。

つきましては、大阪広域水道企業団が発注する工事における特例監理技術者の取り扱いについて、以下のとおりとします。

1. 対象外工事について

以下の工事については特例監理技術者の配置を認めない。

① 大規模工事

- ・ 予定価格が 3.5 億円を超える土木工事
- ・ 予定価格が 6 億円を超える建築工事

② 監理技術者の実績を求める工事等

- ・ 入札参加資格において監理技術者の実績を求める工事※
 - ・ 総合評価落札方式において監理技術者の実績を評価した工事※
- ※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く

③ その他、工事内容が特殊であり兼務を認めがたい工事（漏水修理等）

なお、特例監理技術者の配置が可能な工事か否かについては、入札公告等に示します。

2. 特例監理技術者について

特例監理技術者については、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 兼任工事は大阪府内の工事であること
 - ・ 兼任できる工事現場数は 2 までであること
 - ・ 職務を適正に遂行できる範囲で兼務すること
- （施工における主要な会議への参加、現場への巡回及び主要な工程の立会い等が行えること）

3. 監理技術者補佐について

監理技術者補佐については、以下の要件を全て満たすこと。

- ・専任であること
- ・工事の種類に応じた一級施工管理技士補又は監理技術者要件を満たす者
- ・受注者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること
- ・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること
- ・監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること

4. 提出書類（事後審査時若しくは工事途中で兼任を希望する場合）

- ・特例監理技術者の配置に関する届出書
（資格者証等及び直接的・継続的雇用を確認できるものの写し添付）
- ・配置技術者名簿（監理技術者補佐）
（資格者証等及び直接的・継続的雇用を確認できるものの写し添付）
- ・主任技術者経歴書
（実務経験により主任技術者要件を満たす者として監理技術者補佐を配置する場合）

5. 適用日

令和3年10月1日以降公告案件より適用